

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 会報

第702号

令和4年4月20日編集

発行所
公益社団法人 埼玉県獣医師会
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電話 048(645)1906
FAX 048(648)1865
E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
URL : <https://www.saitama-vma.org/>
振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 高橋三男
編集責任者 大橋邦啓
印刷所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

公益社団法人埼玉県獣医師会第74回定時総会
並びに埼玉県獣医師連盟総会の開催について…………… 1

学術

令和4年度関東・東京合同地区獣医師大会(神奈川)、
獣医学術関東・東京合同地区学会開催案内、
発表演題の募集…………… 2

会務報告

第2回総務委員会(Web開催)…………… 8
第5回理事会(Web開催)…………… 8
第6回理事会(Web開催)…………… 9
新聞紙上で集合狂犬病予防注射を啓発…………… 9

予告

埼玉県獣医師会主催講習会(愛玩動物看護師
に関するWeb講習会)のお知らせ…………… 10

ひろば

県幹部職員の就任挨拶について…………… 11

お知らせ

埼玉県農林部畜産安全課長からのお知らせ12

埼玉県保健医療部長からのお知らせ…………… 14

日本獣医師会からのお知らせ…………… 21

埼玉県獣医師会学術広報版…………… 27

事務局より

事務局メモ…………… 27

編集後記…………… 28

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めま

す。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

公益社団法人埼玉県獣医師会第74回定時総会 並びに 埼玉県獣医師連盟総会の開催について

定款第14条に基づく定時総会につきまして、以下のとおり開催を予定しています。なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況によりましては、開催方法などにつきまして変更させていただく場合もありますのでご承知おきください。

なお、準備の都合上、出欠席について、5月23日(月)までに本会報に同封のハガキ「出欠報告・委任状」にてご報告(ハガキ返送)ください。

記

- | | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|-------|---|
| 1. 日時 | 令和4年6月9日(木)
午後2時00分(受付 午後1時から) | 第2号議案 | 令和3年度決算の承認に関する件 |
| 2. 場所 | さいたま市大宮区「清水園」 | 第3号議案 | 令和4年度会費(負担金)および
入会金(案)に関する件 |
| 3. 議事 | | 第4号議案 | 令和4年度一時借入金の最高限度
額および借入・預入先金融機関の
決定に関する件 |
| 報告事項 | | 第5号議案 | 令和4年度役員報酬に関する件 |
| 令和4年度事業計画および収支予算に関する件 | | 第6号議案 | 役員補欠選任に関する件 |
| 決議事項 | | | 付帯決議 |
| 第1号議案 | 令和3年度事業報告の承認に関する件 | | |

※：総会終了後の懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止とさせていただきます。

埼玉県獣医師連盟総会の開催について

前記の埼玉県獣医師会第73回定時総会開催に先立ち、令和4年6月9日(木)午後1時20分から、埼玉県獣医師会総会会場(さいたま市大宮区「清水園」)において開催する予定です。なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況によりましては、開催方法などにつきまして変更させていただく場合もありますのでご承知おきください。

1. 日時 令和4年6月9日(木)
午後1時30分(受付 午後1時から)
2. 場所 さいたま市大宮区「清水園」
3. 議事
 - 第1号議案 令和3年事業報告および収支決算の承認に関する件
 - 第2号議案 令和4年事業計画および会費徴収(案)に関する件

令和4年度 関東・東京合同地区獣医師大会・三学会開催案内

担当：(公社)神奈川県獣医師会

区分	関東・東京合同地区 獣医師大会	産業動物獣医学会	小動物獣医学会	獣医公衆衛生学会
日時	令和4年9月4日 13:00～14:00	令和4年9月4日 午前の部 10:00～12:00 午後の部 14:15～16:15		
大会会長 分野別地区 地区学会長	関東地区獣医師会連合会 会長 鳥海 弘	前東京農工大学 白井 淳 資	日本獣医生命科学大学 原 康	日本大学 丸山 総一
会場	レンブラントホテル海老名 海老名市中央2-9-50 TEL:046-235-4411			
	ラ・ローズ	プライムホール	プリマヴェーラI・II	カメラア
次第	[大会]		[三学会]	
	1 開会の辞 2 黙祷 3 獣医師大会会長挨拶 4 獣医事功績者表彰 5 受賞者代表謝辞 6 来賓祝辞 7 議長選出 8 議事 (1)令和3年度経過報告 (2)議案 9 大会宣言 10 次期開催担当県会長挨拶 11 閉会の辞		[演題申込み要領] 1. 提出先：公益社団法人神奈川県 獣医師会 2. 演題・抄録提出期限 令和4年6月10日(金) 3. 提出方法：所属地方獣医師会を 經由 4. 演題:口演8分/討論2分 5. 原稿執筆要領：別紙 6. 審査員：幹事・学識経験者の中 から地区学会長に選任された者 7. 参加費：6,000円(昼食・抄録代)	
	【市民公開講座】 内容：One Health関連 (予定)		※埼玉県獣医師会会員の参加費については本会にて負担します。 (参加無料) ※学会発表順序、演題は演者の都合により変わることがあります。 ※三学会は学術講演とともに、獣医師生涯研修事業のポイント 取得対象プログラムとして、参加者にポイントが付与されま す。 【ランチョンセミナー】 各会場(3か所)	
[表彰式] 各獣医師会でお願ひします。				

【タイムスケジュール】(予定)

9:00～	10:00～ 12:00	12:00～ 13:00	13:00～ 14:00	14:15～ 16:15
受付	三学会	昼食 ランチョンセミナー	大会	三学会
	動物用医薬品・機器等展示 プラザホール 10:00～16:00			

《参加申込の方法》

本大会・学会への参加は、事前登録することとなっております。参加を希望される方は、7月20日(水)までに、下記事項（お知らせいただく内容）を埼玉県獣医師会事務局までお知らせください。当日登録も可能ですが、極力、事前登録をお願いします。

なお、「参加費（6,000円）」は本会が負担しますので参加者の負担金はありません。

《お知らせいただく内容》

- ・氏名
- ・所属支部
- ・参加する学会（産業動物・小動物・公衆衛生のうち主なもの一つ）
- ※：今年度は交流会は開催されません。
- ※：申し込み後、ご都合が悪くなった場合は早めにご連絡をお願いします。

《連絡先》

埼玉県獣医師会 事務局

住所：〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340(埼玉県農業共済会館内)

TEL：048-645-1906

FAX：048-645-1865

Eメール：s-vma@vesta.ocn.ne.jp

令和4年度獣医学術関東・東京合同地区学会の発表演題の募集

令和4年度における当該地区学会の発表演題については、次頁の「令和4年度獣医学術関東・東京合同地区学会発表演題募集要領」により募集いたします。

1 発表演題の申込方法

- (1) 発表演題の申込は、次の内容を、郵送・FAX又は電子メールで埼玉県獣医師会に提出して下さい。

- ①発表学会名：（産業動物・小動物・獣医公衆衛生）
- ②発表者の氏名（フリガナ）
- ③所属先の名称
- ④演題名

- (2) 発表要旨は、「2 発表について」及び「3 発表要旨の記述方法」に従い作成し、発表演題の申込と同様に埼玉県獣医師会に電子メール添付等にてファイルを提出して下さい。

【発表演題と発表要旨の提出先】

〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
 公益社団法人埼玉県獣医師会 事務局
 TEL：048-645-1906 FAX：048-648-1865
 E-mail：s-vma@vesta.ocn.ne.jp

- (3) 発表演題申込書と発表要旨の提出締切

発表演題の申込と発表要旨の埼玉県獣医師会への提出締切は下記のとおりといたします。

【締切】 令和4年6月8日(水) 期限厳守

なお、埼玉県獣医師会では、提出いただいた発表演題申込と発表要旨を取りまとめの上、令和4年度関東・東京合同地区学会事務局の神奈川県獣医師会（下記）への提出締切の6月10日までに送付いたします。

- (4) 発表用ファイルの作成と提出

発表用ファイルは「4 発表用ファイルの作成方法および注意事項」に基づいて作成のうえ、8月9日(火)までに指定送付先に直接送付してください。

2 発表について

- (1) 発表演題は、未発表であること。
- (2) 非会員発表者については、参加登録料等を別に定め参加の意向に配慮します。
- (3) 発表は、液晶プロジェクター（1台）による口演で行います。
（時間の都合により紙上発表とすることがあります。）
- (4) 発表時間は、口演8分、討論2分の10分です。時間を厳守してください。
- (5) 発表には、学会で用意するパソコン、あるいはご自身のパソコンを使用してください。
- (6) 発表用ファイルは、パワーポイントファイル（Microsoft Powerpoint 2010～2021、365.pptx）により作成し、CD-R又はUSBメモリに保存したものであるいはメール添付、ファイル転送サービスにて下記の締切日までに指定の宛先に送付してください。

※発表用ファイルの作成方法および発表上の注意事項、送付方法および宛先等については、**発表用ファイルの作成方法および注意事項**をご参照ください。

- (7) 発表用ファイル提出締切日
【締切】令和4年8月9日(火) 必着のこと

3 発表要旨の記述方法

- (1) Windows版Microsoft Wordを用い、別添の記入例を参考に作成して下さい。
用紙はA4版を使用して1頁とします（上下左右30mm程度余白をとる）。
- (2) 演題（14ポイント、MSゴシック体、左寄せ）は一行目、一行空けて発表者の氏名（12ポイント、MS明朝体、太字、右寄せ）、その下に所属（10.5ポイント、明朝体）を記入して下さい。
共同研究者があるときは、発表者には○印を付し、共同研究者全員の氏名の右上方に所属を示すために下記の例のように番号をつけて下さい。
例：○茨城太郎¹⁾ 日本次郎²⁾ 関東三郎³⁾
- (3) 発表者所属（勤務先名等）は、共同研究者右肩に付した番号を書き、例1のように記入して所属を入れて下さい。勤務先名は例2のように省略して下さい。
例1 発表者所属・県 1) 東部家保 2) AB動物病院 3) 東大
例2 北海道大学→北大、日本大学→日大、日本獣医生命科学大学→日獣大
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門→動衛研、
○○県衛生研究所→○○県衛研、農林水産省動物検疫所→動検、
○○市生活衛生部食品衛生課→○○市食品衛生課
○○県環境農政部畜産課→○○県畜産課、
○○県食肉衛生検査所→○○県食肉衛検
- (4) 本文の記述は、10ポイント、MS明朝体を使用し、1,000字以内にまとめて下さい。書き始めは、発表者所属から1行（14ポイント）空けて下さい。
記述の見出しは、I. はじめに、II. 材料及び方法、III. 成績、IV. 考察の順で記載して下さい。ただし、必ずしもこの見出しに限るものではありません。
- (5) 見出しの記号は、次の様式による。
I 1 (1) ア (ア)
II 1 (1) ア (ア)
- (6) 発表要旨の記載は、和文、口語体「である」調として、数字は算用数字を用い、度量換算はメートル、単位は、km、cm、kgなどの記号を用いて下さい。人名、地名、学名などを英字で

4 発表用ファイルの作成方法および注意事項

(1) 学会で用意するパソコンを使用する場合

ア 発表用スライドは、Microsoft Windows上で作動する「Microsoft PowerPoint 2010～2021,Power Point365」で作成し、送付用の記録媒体にはCD-RあるいはUSBメモリを使用し、すべてのPCで読み出しができるように処理してください。なお、スライドサイズ指定は「4：3」に設定してください。

書体は標準的な書体を使用して下さい。また、下記仕様について、別紙、発表用ファイル仕様書にご記入の上、発表用ファイル送付の際同封あるいは添付してください。

- ・使用OS（例；Microsoft Windows 10）
- ・使用アプリケーション（ファイル形式・拡張子 例;Microsoft PowerPoint（2010～2021,365.pptx）
- ・動画の有無／動画再生のためのアプリケーションソフト
- ・音声出力の有無
- ・データ容量

イ ファイルを保存した記録媒体には、学会名・演題名・所属名・発表者名・ファイル名・連絡先を明記して、宅配便・ゆうパック等にて下記あて8月17日（火）までに送付してください。（送料は自己負担にてお願いします。）送付された記録媒体は発表終了後に返却いたします。

ウ 提出いただいたデータは原則変更できません。ただし、データの誤り等でやむを得ず差替えの必要が生じた場合は8月9日（火）までにお知らせください。

それ以降の変更はできませんのでご注意ください。

エ 8月9日（火）までにご送付のない場合は、当日ご自身のパソコンをご使用いただきます。ご了解ください。

【発表用ファイルの送付先】

株式会社タस्प 担当者：箭内民生
 〒174-0051 東京都板橋区小豆沢2-9-19
 TEL：03-5970-3990 FAX：03-5970-3997
 E-mail：info@tasp.co.jp

●**発表演題申込書と発表要旨の提出先は異なりますのでご注意ください。**

(2) ご自身のパソコンを使用する場合

各自のパソコンを直接プロジェクターに接続しますので、機種がHDMIの接続端子を備えていることをご確認ください。ご自身のパソコンを使用する場合も確認のため、発表用ファイルを、発表用ファイル仕様書とともに上記送付先あて8月17日（水）までにお送りください。

当日は、必ず事前に動作確認を行ってください。

(3) その他

ア 後日、お問い合わせする場合がありますので、発表用ファイル送付の際、連絡先を必ず明記してください。

イ ワイド画面、35mmスライドサイズで作成された場合は画面が切れる場合があります。ご注意ください。

ウ 動作確認受付 9月4日（日） 8：30～13：00

学会当日、発表の60分前までには動作確認を行って下さい。

なお、混み合うことが予想されますので、なるべくお早目にお済ませ下さい。

発表用ファイル仕様書

チェックおよび記入をして下さい。

- 学会用意のパソコンを使用する
 自身のパソコンを使用する

・使用OS

- Windows 8.1 Windows 10 Windows 11
 その他 ()

・使用アプリケーション.拡張子

- PowerPoint 2010.pptx PowerPoint 2013.pptx PowerPoint 2016.pptx
 PowerPoint 2019.pptx PowerPoint 2020.pptx PowerPoint 365.pptx
 その他 ()

・動画

- あり なし
動画再生アプリケーション () 例：メディアプレイヤー
動画再生頁 () 例：スライド2頁目、5頁目
音声出力 あり なし
データ容量 () MB

・発表学会

- 日本産業動物獣医学会 日本小動物獣医学会 日本獣医公衆衛生学会

・発表演題名 _____

・所属獣医師会 _____

・所属機関名称 _____

・発表者氏名（連絡責任者氏名）_____

連絡先 TEL :

FAX :

E-mail :

お預かりしたデータにつきましては、学会終了後、内容を消去、廃棄いたします。

発表用ファイルと本仕様書を必ず同送してください。

※用紙が足りない場合はコピーしてご使用下さい。

※詳しくは『発表用ファイルの作成方法および注意事項』をご覧ください。

締切日 令和4年8月9日（火）必着

第2回総務委員会

令和4年3月22日(火)午後1時30分から、新型コロナウイルスまん延防止のため、ZoomミーティングによるWeb会議として開催し、次の事項を審議した。

1 協議事項

- (1) 令和3年度事業収支決算見込みについて
現時点における収支決算の見込みについて報告し承認された。
- (2) 令和4年度事業計画及び収支予算(案)について
新年度予算における事業計画や事業内容、収支予算(案)などについて協議し承認された。
- (3) 会員規程の一部改正について
会員規程の一部改正について協議し承認された。
- (4) 支部規程の一部改正について
支部規程の一部改正について協議し承認された。
- (5) その他

第5回理事会

令和4年3月29日(火)午後1時30分から、新型コロナウイルスまん延防止のため、ZoomミーティングによるWeb会議として開催し、次の事項を審議した。

1 報告事項

- (1) 前理事会後開催された委員会等に関する件
委員会等の概要について報告された。
 - ① 役員・委員・班長合同会議(12月16日)清水園
 - ② 集合狂犬病予防注射実施者講習会(資料送付：1月14日)
 - ③ 集合狂犬病予防注射関係資材売買契約会(2月25日)埼玉県農業共済会館
 - ④ 第2回狂犬病予防委員会(書面協議：3月1日)
 - ⑤ 第2回班長会議(書面協議：3月8日)
 - ⑥ 第2回集合狂犬病予防注射実施者講習会(Web開催：3月16日、17日、18日)128名
 - ⑦ 第2回総務委員会(Web開催：3月22日)
 - ⑧ 新入会員研修会(資料送付：3月30日予定)
- (2) 業務執行理事職務執行状況に関する件
業務執行理事からそれぞれの職務について執行状況が報告された。
- (3) その他

2 決議事項

- 第1号議案 令和4年度集合狂犬病予防注射実施者の承認に関する件
令和4年度集合狂犬病予防注射実施者として申出のあった286名の全員が承認された。
- 第2号議案 令和4年度会費・開業会費免除者の承認に関する件
支部長から申請のあった6名について会費、開業会費の免除が承認された。
- 第3号議案 会員規程の一部改正について
会員規程の一部改正について協議し承認された。

第4号議案 支部規程の一部改正について

支部規程の一部改正について協議し承認された。

4 協議事項

(1) 令和3年度事業収支決算見込みに関する件

現時点における収支決算の見込みについて報告し承認された。

(2) 令和4年度事業計画及び収支予算に関する件

令和4年度予算における事業計画や事業内容などについて協議した。

(2) その他

第74回定時総会の日程について協議し、6月9日(木)に清水園(さいたま市大宮区)で開催することを決定した。開催方法は新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら決定することとした。

第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会及び第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会について情報提供した。

第7回理事会

令和4年3月29日(火)午後3時から、新型コロナウイルスまん延防止のため、ZoomミーティングによるWeb会議として開催し、次の事項を審議した。

1 決議事項

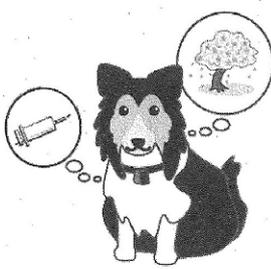
令和4年度事業計画及び収支決算の承認に関する件

令和4年度の事業計画及び収支予算について、事業計画、収支予算書、同内訳表などを基に審議し、原案のとおり可決決定された。

新聞紙上で狂犬病予防注射の徹底を啓発

本会では犬の集合狂犬病予防注射の実施を控えた3月30日、新聞紙上において県民への意識啓発を行うため、啓発記事を掲載しました。

年1回の狂犬病予防注射は飼い主ひとりひとりの責任



集合狂犬病予防注射の季節です。

狂犬病は発症すると有効な治療法はなく、ほぼ100%死亡する人と動物の共通感染症で、アジア・アフリカ等海外では毎年5万5千人以上が犠牲になっています！
完全な治療法はまだまだなく、人への感染防止には犬への狂犬病予防注射が最も有効です。
お住まいの市町村が実施する集合狂犬病予防注射会場
又はお近くの動物病院で必ず予防注射を受けましょう。



埼玉県

市町村

受託団体(実施主体)
公益社団法人 **埼玉県獣医師会**
会長 高橋 三男

埼玉県獣医師会Webセミナー開催予告

学術委員会委員長 高橋 一成
情報検討委員会委員長・南支部長 宗像俊太郎
学術委員 松尾 英治

愛玩動物看護師法が本年5月1日から完全施行され、会報第698号で紹介させていただいたように、既卒者向けの講習会や現認者向けの講習会及び予備試験が開始されます。

この度、南支部では同法に詳しい日本獣医生命科学大学の小田民美先生によるWeb勉強会を開催したところ好評でしたので、先生の御好意により、埼玉県獣医師会Webセミナーとして会員獣医師とその動物病院に所属スタッフに向けて見逃し配信をさせていただくことになりました。ぜひともご視聴いただきますようお願いいたします。

日 時：令和4年5月9日(月)～5月22日(日)

演 題：「愛玩動物看護師 国家資格になって何が変わるのか?～愛玩動物看護師法の最新情報～」

講 師：日本獣医生命科学大学 小田 民美先生

参加費：無料(会員の動物病院所属のスタッフも含まれます)

視聴方法：YouTubeによる限定配信(以下のURLから視聴してください。)

<https://www.youtube.com/watch?v=Krd2f7AOktE>

ひろば

県幹部職員の就任挨拶について

本年4月1日付けの埼玉県庁の人事異動で新たに就任された幹部職員の皆様がそれぞれ来会され、高橋三男会長と懇談しました。

高橋会長は、埼玉県獣医師会の活動状況について説明し、獣医師会の運営について県行政当局に理解を求めるとともに、引き続き、本会活動に対する支援を要請しました。

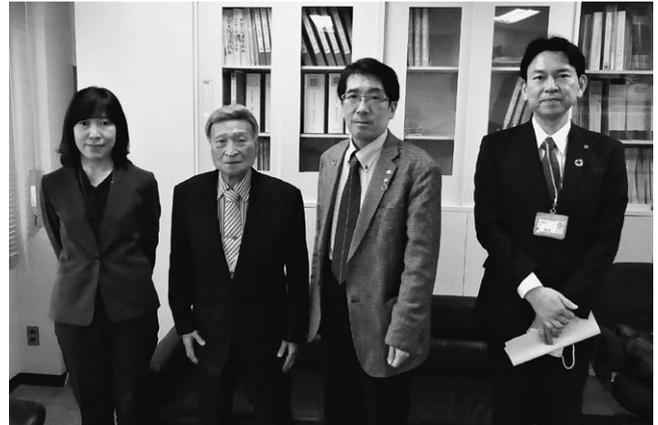
来会された新任の皆様

環境部

部長 目良 聡 様
(前職 産業労働部副部長)

みどり自然課長 星 友治 様
(前職 都市整備部部付)

同行者 みどり自然課主幹 河津 理子 様



右から 星 友治みどり自然課長、目良 聡環境部長
高橋三男会長、河津理子主幹(農林支部)

農林部

部長 小畑 幹 様
(前職 川越農林振興センター所長)

畜産安全課長 加藤 幸彦 様
(前職 畜産安全課家畜衛生幹)

畜産安全課主幹 益岡奈津樹 様
(前職 県営競技事務所所付)



右から 加藤幸彦畜産安全課長(農林支部)、小畑 幹
農林部長、高橋三男会長、益岡奈津樹主幹(農林支部)

保健医療部

部長 山崎 達也 様
(前職 福祉部長)

食品衛生安全局長 野澤 裕子 様
(前職 畜産安全課長)

同行者 生活衛生課長 橋谷田 元 様

同行者 生活衛生課主幹 佐近 早苗 様



右から 橋谷田元生活衛生課長(衛生支部)、野澤裕子食品
安全局長、山崎達也保健医療部長、高橋三男会長、
佐近早苗主幹(衛生支部)

おしらせ

畜安第25-2号
令和4年4月6日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部畜産安全課
課長 加藤 幸彦(公印省略)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する 省令の制定について(通知)

日頃より本県の家畜衛生行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4第1項に基づき、下記のとおり農林水産省令が改正、施行されました。

つきましては、貴会会員へ周知いただくとともに動物用医薬品の適切な使用について御協力をお願いいたします。

記

1 改正の内容

「アルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤」に関する使用基準の新設。

動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前14日間。

2 施行日

令和4年4月6日

3 今般承認される動物用医薬品の概要

販売名：スポチール100(共立製薬株式会社)

効能又は効果：すずき目魚類におけるMicrosporidium seriolaeによるシスト形成の抑制

畜安第73-3号

令和4年4月20日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 高橋三男様

埼玉県農林部畜産安全課長
加藤 幸彦(公印省略)

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う 監視体制の強化について(通知)

日頃から本県家畜衛生行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、令和4年4月15日付け4消安第413号にて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

4月15日の青森県での発生以降も、4月19日には秋田県での発生が確認され、未だ鳥インフルエンザのシーズンが終息していないと考えられます。

ついては、貴会会員に周知のうえ、引き続き、野鳥等の侵入防止対策や車両等の消毒の徹底等について、地域一体となった防疫対策の徹底をお願いします。

生衛第25-3号

令和4年4月11日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様埼玉県保健医療部長
山崎 達也(公印省略)**動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の
一部の施行について(通知)**

県の狂犬病予防行政及び動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

標記の件について、令和4年4月5日付け環自総発第2204053号にて、環境省自然環境局長から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知等に御配慮くださるようお願いいたします。

(写)

環自総発第2204053号

令和4年4月5日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿
各中核市の長環境省自然環境局長
(公印省略)**動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の
一部の施行について(通知)**

令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第39号。以下「改正法」という。)により新たに創設される、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化等に関する規定は令和4年6月1日から施行される。

これに合わせ、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年環境省令第16号。以下「改正省令」という。)により、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」(平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。)及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」(令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。)についても、所要の改正を行い、令和4年6月1日に施行されることとなっている。

ついては、令和4年6月1日から施行される改正法等の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、改正法等の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

※以降、以下のとおり用語を定義する。

新法：改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

新施行規則：改正省令による改正後の施行規則

新基準省令：改正省令による改正後の基準省令



記

第1. 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着(新法第39条の2関係)

犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日(生後90日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならないこととされた。(新法第39条の2第1項)

ただし、取得した犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき及びマイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき、犬猫等販売業者は、当該期限までにマイクロチップを装着する必要はないこととした(新法第39条の2第1項ただし書き及び新施行規則第21条の4第3項)。

「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき」としては、マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されるが、その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。なお、マイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある事由が消滅した後は、速やかにマイクロチップを装着することとした(新施行規則第21条の4第3項ただし書き)。

また、マイクロチップを装着する者を獣医師及び愛玩動物看護師とすることとした(新施行規則第21条の4第1項)。なお、愛玩動物看護師法に基づき、愛玩動物看護師については、診療の補助として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができることとされている。

さらに、犬又は猫に装着するマイクロチップは、犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であって、個々のマイクロチップを識別するために割り当てられる識別番号が電磁的方法により記録されているもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいうこととされた(新法第39条の2第1項)。この基準として、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号とすることとした(新施行規則第21条の4第2項)。

なお、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者には、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならないこととされた(新法第39条の2第2項)。

第2. マイクロチップ装着証明書(新法第39条の3関係)

マイクロチップ装着証明書の記載事項は、マイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第21条の5第1項各号に列記している。主な記載事項に関する規定の趣旨は、以下のとおりである。

- ・マイクロチップを装着した施設名及び所在地(診療施設にあっては、獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)第1条第1項第3号に規定する開設の場所)を記載事項として設けることとした(新施行規則第21条の5第1項第9号)。

具体的には、診療施設又は動物愛護センター等の施設名及び所在地を記載することが想定される。なお、イベント等の訪問先でマイクロチップの装着を行った場合には、施術を行った獣医師が所属する診療施設名及び所在地を記載するよう運用されたい。

- ・マイクロチップ装着証明書の発行者は、獣医師であるところ、マイクロチップ装着証明書に記載する獣医師の氏名は、実際にマイクロチップ装着の施術をした獣医師のみならず、獣医師又は愛玩動物看護師にマイクロチップの装着を指示した監督的立場の獣医師(例：院長)も含まれることとした(新施行規則第21条の5第1項第11号)。

また、原則、登録の申請時にはマイクロチップ装着証明書を添付する必要があるため、犬又は猫の所有者は、登録前において獣医師によるマイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができることとした(新施行規則第21条の5第3項)。

さらに、マイクロチップ装着証明書を発行した診療施設が廃業した場合等、マイクロチップ装着証明書の再発行を受けることができない場合が想定される。このため、当該場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書をマイクロチップ装着証明書とみなせる規定を設けることとした(新施行規則第21条の5第4項)。

第3. マイクロチップの取外しの禁止(新法第39条の4関係)

犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、装着されたマイクロチップを取り外してはならないこととされた(新法第39条の4及び新施行規則第21条の6)。具体的には、マイクロチップ装着部位周辺の適切な診療に支障が生じる場合又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されるが、その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。

第4. 環境大臣による登録等(新法第39条の5関係)

環境大臣による登録を行うべき期間について、新法第39条の2第1項又は第2項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した犬猫等販売業者は、マイクロチップを装着した日から30日を経過する日(その日までに犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日)までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた(新法第39条の5第1項柱書)。

また、マイクロチップが装着された犬又は猫で、環境大臣の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者は、当該犬又は猫を取得した日から30日を経過する日(その日までに犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日)までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた(新法第39条の5第1項柱書)。この場合の具体的な例として、海外からマイクロチップが装着された犬又は猫を輸入した犬猫等販売業者が環境大臣の登録を受ける場合等が該当し得る。このような場合において、犬猫等販売業者以外の者については、新法第39条の5第1項の登録を行うことができることとした(新施行規則第21条の12)。

登録申請書の記載事項は、氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地)並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地、登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第21条の7第2項各号に列記している。主な記載事項として、新施行規則第21条の7第2項第11号において、「狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第4条の登録年月日及び登録番号」を規定した趣旨は、環境大臣による登録を受けようとする者が、その登録を受ける前に、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項に基づく登録を受けていた場合、新法第39条の7第1項に基づき環境大臣から通知を受けた市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、その保管している犬の原簿と通知された情報を突合することができるようにするということである。

新法第39条の2第1項又は第2項の規定により、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、登録を受けようとする場合に、申請書にマイクロチップ装着証明書を添付しなければならないこととされた。なお、新法第39条の5第1項第2号に基づき、登録を申請する場合には、マイクロチップ装着証明書の添付は不要とされた(新法第39条の5第3項)。また、環境大臣は、登録をしたときは、登録を受けた者に、登録証明書を交付しなければならないこととされた(新法第39条の5第4項)。

登録証明書の記載事項は、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第21条の7第4項各号に列記している。主な記載事項として、新施行規則第21条の7第4項第3号において暗証記号を規定した趣旨は、登録等をするために必要な情報として、登録システムに入力する際に必要な事項であるためである。

登録に係る事項の記録の保管期間は、40年とした(新施行規則第21条の7第6項)。これは、今後の獣医療の発展を勘案し、犬又は猫の寿命が延びることを想定して設けた期間である。

登録を受けた犬又は猫の所有者の氏名又は住所、犬又は猫の所在地のほか、新施行規則第21条の7第7項各号に列記されている事項に変更があった場合には、当該犬又は猫の登録を受けた者は、30日以内に環境大臣に届け出なければならないこととされた(新法第39条の5第8項)。なお、新施行規則第21条の7第7項第6号にマイクロチップの識別番号を設けた趣旨は、マイクロチップの故障等により当該マイクロチップから識別番号を確認することができない場合を想定しており、新しいマイクロチップを装着することで、新しい識別番号に登録情報を変更する必要があるためである。

登録を受けた犬又は猫の譲渡は、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならないこととされた(新法第39条の5第9項)。なお、変更登録の申請にはマイクロチップの識別番号と登録証明書に記載された暗証記号が必要であるため、犬又は猫とともに暗証記号が記載された登録証明書を譲り渡す必要がある。変更登録が完了することで、新しい登録証明書が交付され、旧所有者から譲り渡された登録証明書に記載された暗証記号は使用できなくなる。

その他留意事項として、新法の施行日である令和4年6月1日より前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者は、新法施行の日から起算して30日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合には、その譲渡の日)までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた(改正法附則第5条第1項)。また、新法施行日より前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有する犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができることとされた(改正法附則第5条第2項)。これらの環境大臣の登録は、新法の施行日以後にマイクロチップが装着された犬又は猫についての登録とみなすこととする。

また、本改正法の趣旨は、逸走時の犬又は猫の返還率の向上や返還の効率化、管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進である。登録された所有者情報は犬又は猫の所有権を証明するためのものではなく、登録により交付される登録証明書は、当該犬又は猫の所有権を証明する書類ではないことに留意された

い。従って、動物の愛護及び管理に関する法律第35条に定める犬及び猫の引取り等においては、マイクロチップ装着の有無又は登録証明書の有無若しくは記載事項に関わらず、所有者の判明しない犬又は猫について従来どおり適切に取り扱う必要がある。

第5. 所有者の変更登録(新法第39条の6 関係)

登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者及び犬猫等販売業者以外の者で登録証明書とともに登録を受けた犬又は猫を譲り受けた者は、犬又は猫を取得した日から30日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、変更登録を受けなければならないこととされた(新法第39条の6 第1項)。なお、変更登録においては、初回の登録について適用される規定(例えば、登録証明書の発行や住所等に変更があった場合の届出等)を準用することとされた(同条第2項)。

第6. 狂犬病予防法の特例(新法第39条の7 関係)

マイクロチップが装着された犬について環境大臣の登録等の手続をした場合において、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の登録事項の変更の届出について、申請又は届出先である犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)が求めたときは、環境大臣が当該市町村長に一定の事項を通知することにより、狂犬病予防法に基づく手続が行われることとされた(新法第39条の7 第1項)。

具体的には、環境大臣が新施行規則第21条の9 第1項各号に列記されている事項を市町村長に通知したときは、市町村長は、狂犬病予防法に基づく登録の申請又は登録事項の変更の届出があったものとみなされることとされた(新法第39条の7 第2項)。この場合には、装着されたマイクロチップを狂犬病予防法に基づく鑑札とみなすため、改めて市町村長が鑑札を交付する必要はない。

また、環境大臣に新法第39条の5 第8項に基づく登録事項の変更の届出がなされた場合にも同様に、市町村長が求めたときは、当該事項を通知し、狂犬病予防法第4条第4項に基づく登録事項の変更の届出があったものとみなすこととされた(新法第39条の7 第3項及び第4項)。なお、犬の所有者の海外への転出により、当該犬の所在地の登録事項を海外に変更した届出を行った場合には、新法第39条の7 第3項に基づく通知に関して「当該犬の所在地を管轄する市町村長」を「転出元の市町村長」とみなして環境大臣から当該市町村長に通知することとした。

マイクロチップを装着していた犬から当該マイクロチップが取り外されたときは、当該犬について所有者を証明するものがないことになる。そのため、このような場合において、犬の所有者は市町村長に届け出なければならないこととし、当該届出があった場合には、市町村長は、犬の所有者に鑑札を交付しなければならないこととされた。(新法第39条の7 第5項及び第6項)

第7. 犬又は猫の死亡等の届出(新法第39条の8 関係)

犬又は猫の所有者は、登録を受けた犬又は猫が死亡したときは、遅滞なく、環境大臣に届け出なければならないこととされた。また、獣医師がマイクロチップを取り外したときにおいても同様の届出が必要となることとした(新施行規則第21条の10 第1項第2号)。これは、登録システムのデータベースから情報を消去する必要があるための措置である。死亡等の届出は、登録を受けた犬又は猫の所有者のほか、動物愛護管理担当職員が、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときにも行うことができることとした(新施行規則第21条の10 第3項)。

新施行規則第21条の10 第4項の規定の趣旨は、死亡等の届出が、新法第39条の7 において市町村長が

求めをした場合であっても、環境大臣から当該市町村長に通知がされないため、新法第39条の5第8項に基づく登録事項の変更の届出とみなすことで、新法第39条の7第3項に基づき環境大臣から当該市町村長に通知する事項とすることである。

第8. 都道府県等の指導及び助言(新法第39条の9関係)

犬又は猫へのマイクロチップの装着及びマイクロチップが装着された犬又は猫の登録は、管理責任の明確化を通じて、犬又は猫の適正飼養を推進する観点から重要な制度である。動物の愛護及び管理に関する事務をつかさどる都道府県等において、当該事務が適切に運用されるよう、都道府県等が犬又は猫の所有者に必要な指導及び助言を行うように努めなければならないこととされた。

第9. 指定登録機関の指定等(新法第39条の10から新法第39条の25関係)

これらの規定は、指定登録機関の組織や登録関係事務の実施に関し必要な事項を定めたものである。これについては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令(令和3年環境省令第9号)の内容を併せて参照されたい。

環境大臣は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録に関する事務(以下「登録関係事務」という。)を行わせることができることとされている(新法第39条の10第1項)。環境大臣は、令和3年6月15日に公益社団法人日本獣医師会を指定登録機関に指定し、実際の登録関係事務は、当該指定登録機関が行うこととしている。なお、改正法附則第5条第4項の規定により、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録が、マイクロチップ関係の規定の施行日から確実に行われるようにするため、指定登録機関の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、マイクロチップ関係の規定の施行日前においても、行うことができることとされた。

また、令和3年9月29日、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第276号)が公布され、新法第39条の25第1項に基づく犬及び猫の登録等に係る手数料を定めている。

第10. 情報の提供並びに申請書及び届出書の提出部数

環境大臣(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。この項において同じ。)は、都道府県知事及び市区町村長に対し、新法第35条第4項及び同条第5項に規定する事務の実施(所有者がいると推測される犬又は猫についてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するため)に必要な範囲内において、登録システムに保管されている情報の提供を行うものとする。都道府県知事又は市区町村長による当該情報の閲覧を可能とした(新施行規則第21条の11第1項)。

また、環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認める場合において、登録システムに保管されている情報の提供を行うものとする。厚生労働大臣による当該情報の閲覧を可能とした(新施行規則第21条の11第2項)。

さらに、新施行規則第21条の7第1項に基づく登録の申請書(様式第23)、新施行規則第21条の7第5項に基づく再交付の申請書(様式第25)、新施行規則第21条の7第8項に基づく登録事項の変更の届出書(様式第26)、新施行規則第21条の8に基づく変更登録の申請書(様式第27)及び新施行規則第21条の10第2項に基づく死亡等の届出書(様式第28)については、正本の写しを添えることを不要とした(新施行規則第22条)

第11. 動物取扱業に係る飼養管理基準(新法第21条関係)

犬猫等販売業者の所有する犬又は猫へのマイクロチップの装着を厳格化するため、改正省令において所要の改正を行った。具体的には、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日(生後90以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、新法第39条の5第1項に基づく環境大臣の登録(登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあっては、同法第39条の6第1項に基づく変更登録)を受けることとした(新基準省令第2条第7項ア)。なお、この省令の施行の際現に犬又は猫(繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。)を所有する販売業者については、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けるよう努めなければならないこととしており、義務の対象とはしていない(改正省令附則第4条)。

また、販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、基準省令第2条第6号ハに掲げる動物の繁殖の実施状況について記録した台帳の写しと併せて譲り渡すこととした(新基準省令第2条第6号二)。これは、自治体による立入検査等においては、これらの記録に基づき繁殖に関する基準の遵守状況を確認することになるが、他の業者に当該犬又は猫を譲り渡した場合に、前の業者における当該犬又は猫の繁殖状況の情報を譲り渡した先の業者に引き継ぐことで、基準の遵守状況を正確に把握できるようにするためである。

広告

人が食べるものと同じだけ安全で
美味しいものを愛犬にも与えたい。

ドクタークレド

Dr. CREDO

胃腸と皮膚が気になる

成犬用 総合栄養食

No.1

血流と健康が気になる

中・高齢犬用 総合栄養食

No.2

体重と健康が気になる

成犬用 総合栄養食

No.3



こだわりの国産品。

いつでも新鮮! 小分けパック。

下部尿路に

No.1

体重管理に

No.2

7歳から

No.3

美味しさに
自信

ドクターイデア

Dr. IDEA

愛犬・愛猫のトータルサポートフード

着色料不使用

自然派由来の酸化防止剤



森久保CAメディカル株式会社

神奈川 : 046-206-5713
三郷 : 048-948-2112

山梨 : 055-267-6758
茨城 : 0296-54-6101

東京 : 042-564-2381
千葉 : 043-309-5430

埼玉 : 04-2968-0881

事務連絡
令和4年4月8日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政 人

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課課長補佐(薬事審査管理班担当)から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和4年3月17日厚生労働省告示第72号)が告示されたことに伴い、17物質の食品中の残留基準値を設定又は改正した旨の通知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

4日獣発第11号
令和4年4月13日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和4年度における日本獣医師会獣医学術学会年次大会 並びに獣医学術地区学会及び地区獣医師大会の開催について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本会事業につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本年度の学会年次大会は、既にご案内のとおり、令和4年11月11日(金)～13日(日)の3日間、福岡県福岡市のヒルトン福岡シーホークにおいて「第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会」と同日・同会場にて開催を予定しております。

つきましては、両大会の盛会を期すためにも、貴会会員への周知方につき特段のご配慮をいただきたく願います。

また、令和4年度の獣医学術地区学会・地区獣医師大会については別紙のとおり開催される予定となっておりますので、参考までにお知らせいたします。

第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度) 並びに令和4年度獣医学術地区学会及び地区獣医師大会の開催計画(予定)

令和4年4月13日現在

【第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会(令和4年度)】

開催年月日	開催地・会場
令和4年11月11日(金)～13日(日)	福岡市・ヒルトン福岡シーホーク

【令和4年度獣医学術地区学会及び地区獣医師大会】

地区	開催担当獣医師会	獣医学術地区学会		地区獣医師大会	
		開催月日	開催地・会場	開催月日	開催地・会場
北海道	北海道	9月1日(木) 2日(金)	帯広市 帯広畜産大学	9月1日(木)	帯広市 ホテル日航ノースランド帯広
東北	岩手県	9月16日(金)	盛岡市 アートホテル盛岡	9月15日(木)	盛岡市 アートホテル盛岡
関東・ 東京	神奈川県	9月4日(日)	海老名市 レンブラントホテル海老名	9月4日(日)	海老名市 レンブラントホテル海老名
中部	岐阜県	8月28日(日)	岐阜市 じゅうろくプラザ	8月27日(土)	岐阜市 じゅうろくプラザ
近畿	京都市	8月21日(日)	京都市 ホテルグランヴィア京都	8月21日(日)	京都市 ホテルグランヴィア京都
中国	山口県	9月3日(土) 4日(日)	山口市 山口グランドホテル	9月3日(土)	山口市 山口グランドホテル
四国	香川県	9月11日(日)	高松市 レクザムホール	9月11日(日)	高松市 レクザムホール
九州	大分県	9月4日(日)	大分市 ホルトホール大分	9月4日(日)	大分市 ホルトホール大分

※開催月日、開催地・会場は全て予定。

※関東地区と東京地区の獣医学術地区学会及び地区獣医師大会は合同開催。

※獣医学術地区学会及び地区獣医師大会は全て 令和4年に開催。

4日獣発第12号
令和4年4月15日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく 通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく 登録手数料の取扱いについて

このことについて、令和4年4月12日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る事務の手数料の取扱いについて、下記のとおり整理されたことを知らせるものです。

つきましては、改正動物愛護管理法に基づき、マイクロチップの登録をもって狂犬病予防法上の犬の登録の申請等があったものとみなす特例を適用することを検討している基礎自治体の一部において、登録手数料を無料とする等の検討がなされているともお聞きしているところですが、地域の実情に鑑み、適切な狂犬病予防法の登録事務、手数料徴収等が行われるよう関係当局との連携・調整方よろしく願いいたします。

記

令和4年6月1日以降(改正後)の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合において、同条第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録の申請又は同条第5項に基づく届出があったものとみなされ、各市町村(特別区を含む。)の登録に係る事務が発生する場合には、当該事務は一私人の利益又は行為のため必要となったものである。

また、狂犬病予防法第23条第2第1号において、同法第4条の規定による登録の手續に要する費用については、犬等の所有者が負担することとされていることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条に基づく手数料として、各市町村において、条例に根拠規定を整備することにより、手数料を徴収することは妨げられないと解される。

※別添省略

4日獣発第13号
令和4年4月15日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

改正動物愛護管理法におけるマイクロチップの装着に係る 「マイクロチップ装着証明書」の発行について

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第39号。以下「改正法」という。)が公布され、その第39条の3第1項により、獣医師は、犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書を当該犬又は猫の所有者に発行することが義務付けられました。

改正法に基づき、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年環境省令第16号)により、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」(平成18年環境省令第1号。)についても所要の改正がなされ、同施行規則第21条の5第1項各号により、マイクロチップ装着証明書の記載事項に関する規定、第21条の5第2項で様式が示されたところです。なお、この省令は令和4年6月1日から施行されます。

つきましては、小動物臨床獣医師が実際の業務にご活用いただけるよう、別紙のとおり「マイクロチップ装着証明書」の様式を環境省と調整の上、作成しました。令和4年6月1日以降にマイクロチップを装着された場合においては、別紙様式をご活用いただきますようお願いいたします。なお、この様式については、法施行に向けて環境省が開設した準備サイトである、

「犬と猫のマイクロチップ情報登録 令和4年6月1日リリースに向けた準備サイト」

<https://pre.mc.env.go.jp/>

及び6月1日以降運用開始予定の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトにてダウンロードすることができます。本件について、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

【別紙】

様式第 22 (第 21 条の 5 第 2 項関係)

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄 (オス) <input type="checkbox"/> 雌 (メス)
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	年 月 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地 (診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所)	
12 マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

マイクロチップの登録先

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会


<https://reg.mc.env.go.jp>

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

基本的には全て
必須項目となります。
記入漏れのないよう、
ご注意ください。

(記入例)

施行日（2022年6月1日）
以降の日付で作成して
ください

様式第 22（第 21 条の 5 第 2 項関係）

2022 年 6 月 1 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

バーコードシールは
必ず貼付けてください

1 マイクロチップの識別番号	マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください  * 3 9 2 * 4 9 3 0 0 D D E E 3 0 0 *
2 犬又は猫の名	プー
3 犬又は猫の別	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4 犬又は猫の品種	トイ・プードル
5 犬又は猫の毛色	薄茶
6 犬又は猫の生年月日	2022 年 5 月 10 日
7 犬又は猫の性別	<input checked="" type="checkbox"/> 雄（オス） <input type="checkbox"/> 雌（メス）
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の 特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	2022 年 6 月 1 日
10 マイクロチップを装着した施設 名及び所在地（診療施設にあって は獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所）	〒111-1111 東京都港区〇〇〇〇1-1-1 〇〇ビル 3 階
11 マイクロチップを装着した施設 の電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特に無ければ
空欄でも可
です。

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

日 獣 太 郎

マイクロチップの登録先

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会



<https://reg.mc.env.go.jp>

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

令和4年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和4年4月20日現在)

年月日	産業動物	小動物	公衆衛生
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月4日(日)	令和4年度 関東・東京合同地区獣医師大会(神奈川)獣医学術関東・東京合同地区学会 (藤沢市 レンブラントホテル海老名)		
10月			
11月11日(金) ~13日(日)	第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会、令和4年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (福岡市 ヒルトン福岡シーホーク)		
12月			
令和5年 1月	農林支部 令和4年度埼玉県家畜保健衛生業績発表会 (場所 未定)		
2月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
3月			

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>

ID:SVMA (半角・大文字) パスワード: MITSUO (半角・大文字)

- | | | | |
|-------|--|----------------|--|
| 4月17日 | 第1回関東・東京合同地区獣医師会理事
会(神奈川県海老名市 レンブラント
ホテル海老名) | 7月15日 | 全国獣医師会事務・事業推進会議(東京
都千代田区 都市センターホテル) |
| 4月27日 | 第1回全国獣医師会会長会議(東京都
港区 明治記念館) | 9月4日 | 関東・東京合同地区獣医師大会・三学
会(神奈川県海老名市 レンブラントホ
テル海老名) |
| 5月11日 | 埼玉県畜産会第1回理事会(熊谷市 ホ
テルヘリテイジ) | 9月30日 | 令和4年度全国獣医師会会長会議(東京
都千代田区 都市センターホテル) |
| 6月3日 | 埼玉県畜産会第67回通常総会(熊谷市
ホテルヘリテイジ) | 10月1日 | 2022動物感謝デー in JAPAN(東京都台
東区 上野恩賜公園) |
| 6月9日 | 埼玉県獣医師会第74回定時総会(さいたま市 清水園) | 11月11日
~13日 | 第21回アジア獣医師会連合(FAVA)
大会、第40回日本獣医師会獣医学術学
会年次大会(令和4年度)(福岡県福岡市
ヒルトン福岡シーホーク) |
| 6月17日 | 関東しゃくなげ会研修会(東京都台東区
上野精養軒) | | |
| 6月22日 | 日本獣医師会第79回通常総会(東京都港
区 明治記念館) | 令和5年 | |
| 7月3日 | 第2回関東・東京合同地区獣医師会理
事会(神奈川県藤沢市 藤沢商工会) | 2月26日 | 第3回関東・東京合同地区獣医師会理
事会(神奈川県藤沢市 藤沢商工会) |

編集後記

第三次の世界大戦の端緒ともなりえるロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。ロシアの狂気、とりわけ政治指導者たちの狂気は、常識的社会を混乱させています。なぜこのような狂気が現実に起こったのか様々な分析が紹介されています。ドフトエフスキー作品の翻訳者でもあるロシア文学者の亀山郁夫氏は、4月15日付の毎日新聞の特集記事において、『すべてが許される世界』と題してロシア人の思想的背景を次のように解説しています。ドフトエフスキーによるカラマーゾフの兄弟の一節で、父親殺しを正当化するセリフとして『神がいなければ、すべては許される』という弁明、言い換えれば『神がないのだから、すべては許される』というロジックが成立し、さらにその『すべては許されるという』アナーキーな精神性はロシア人の精神の闇に深く通じていると言います。

そうした精神性のもとロシア人は、強い神、強い支配者を半ばマゾヒスティックに待ち望んでいたとも言えます。ロシアの兵士たちはプーチンの肖像画にロシア正教信者が聖像画に接するようにし、支持率は80%に達しています。異常に高い支持率は、愛国心の表現であり、その愛国心とは、うそに固められた国に生きる屈辱と恐怖の証でもあります。我が国の政治家も加計学園問題で大嘘をついていましたが、国民からの支持率は低下しました。国民が自立し、それぞれに倫理観を維持していた結果であろうと思われる。

4月は集合狂犬病予防注射が行われています。暦の上では穀雨を迎え、菜種梅雨とも呼ばれる雨が周期的に降り、会員を困らせています。しかし、4月の陽光の輝きとともにパンジーやビオラといった栽培種の花が一斉に元気よく花を咲かせる

頃となりました。集合注射会場の公園の片隅には薄紫色のイヌフグりが密やかに咲き、路傍には紫色のスミレが力強くも可憐に咲いています。スミレを見て思い起こすのは、

『堇ほどな小さき人に生まれまし』

という夏目漱石の句です。漱石は、東京帝国大学を卒業し、官費でイギリス留学を果たし、明治期の成功者としてのパスポートを手に入れていましたが、心は疲弊していました。そんな彼が、今度生まれ変わったら、路傍にひっそりと力強く咲くすみれのような生き方をしたいものだとして詠んだ句とされています。社会的地位や名誉を得たとしても、それが功利的であればなお満たされぬものが残ります。したがって、漱石は心の平穏と周囲の人々との平和を求めて人生を送る事を望んだのでしょう。

『神がないのだから、すべては許される』とのロシア人の心の闇から生じた波紋は、ウクライナ侵攻という宣戦布告なき戦争を引き起こし、世界中を戦争の惨禍に巻き込み、世界中の人々の心の平穏を掻き乱しています。二千数百年前、釈迦は生まれ故郷の釈迦族が隣国に滅ぼされ殲滅される様を知りながらもなお、心の平穏に努め政治には一切拘らず、心の修養に努めたと伝えられています。我々は欲望が全ての争いの根源であることを知っています。欲望を抑制し心静かな日々を送りたいものです。世界中の人々がすみれのように小さき人を目指すなら、きっと穏やかな世界になることでしょう。

集合注射会場の路傍に咲く『スミレ』に心を寄せ人々が平和でありますようにと願いながら4月号の会報をお届け致します。

(初雁)



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。



ミルクが出ない



太りすぎ



卵が少ない

そんな悩みを

わかっていてくれる。



治りが遅い



高齢化



食欲がない

アクティは大切な動物の健康をサポートします。

私共、アクティ動薬事業部は、動物病院ならびに

牛、豚、鶏などの産業動物を対象とした

動物用医薬品、特別療法食、医療機器等の販売をしています。

20世紀は抗生物質の時代、

21世紀は生菌製剤の時代といわれるように、

健康に関する考え方も大きく変化してきています。

私たちは、獣医療を支えている関係者、畜産農家、

ペットオーナーの皆様方と共に、健康で、豊かで、安心な

生活を営んでいけるように、力を注いでまいります。

本社・長野県営業部

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228
TEL:0263-87-7247 FAX:0263-87-7247

北関東営業所

〒370-1135 群馬県佐波郡玉村町板井870
TEL:0270-65-0552 FAX:0270-65-0553

さいたま営業所

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西5-3-24
TEL:048-611-6111 FAX:048-611-6116

千葉営業所

〒260-0851 千葉県千葉市中央区矢作町243
TEL:043-308-0221 FAX:043-308-0223

茨城営業所

〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目1642-1
TEL:029-306-8271 FAX:029-251-3880

山梨営業所

〒409-3863 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599-4
TEL:055-275-5573 FAX:055-275-5564

アクティ株式会社

<http://www.acty-kk.com>